

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎 1 期棟昇降機設備更新工事

当該設備は、設置後 22 年が経過しており、かつ 24 時間常時運転している高稼働な昇降機に該当するため、異常・不具合の発生、運転停止となる故障リスクが比較的高くなることから、当該設備を良好かつ適法な状態とすることを目的に、本工事において昇降機（1 期棟側）のリニューアル工事を行うものです。

本工事は、既設の取付枠、レール等を流用し巻上機、制御盤、操作盤、管制運転装置、監視盤等のリニューアルを行うものであるため、製造業者独自の技術・仕様により構築されている当該設備においては、工事に際し既設機器相互の互換性、整合性を図る必要があります。また、建築基準法施工令の一部改正に伴い、扉開走行保護装置の設置の義務化、耐震対策の強化が必須となることから、既設設備に適合した部品を保有し、かつ当該設備の機器類の構造・仕様、性能等を熟知した事業者でなければ、既設機器との整合が取れないことから、適切な工事を行うことができません。

以上の理由により、当該設備の製造、施工を行った三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社から見積書を徴取したところ見積価格も適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。